

部落問題と差別意識との関連について

國 歳 眞 臣

序

「部落問題」といえば、「今時そんなものはみられない」、「民主主義の世の中に差別なんて考えられない。それは部落民のひがみである」等と大抵は答える。また、次のように答え、この問題から逃避したり、正面からとりあげてことをさげたり、自分と全く無関係な問題であるとする考え方や態度をとる人が極めて多い。すなわち、「差別意識をもっているのは少数の限られた人々にすぎないゆえ、そっとしておけば時がたつにつれて自然に解消してしまう」、「差別されるのは部落のもつ様々な低位の生活からくるのだから、その改善向上が問題である」等々である。

それでは、現在わが国にどれ位部落が存在するかということ、どれぐらいのひとが知っているであろうか。民主国家といわれるわが国に、6千におよぶ部落があり、3百万の人達が不当な差別と圧迫を受けていることを、どれぐらいの人が知っているであろうか。そして同時に、そうした差別圧迫がありながらそれに対する怒りを封じられたり、差別を差別としてつかむことが出来なくされていることを。

「穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共、平民同様タルヘキ事」

これは、明治4年8月28日に明治政府が發布した大政官布告61号、いわゆる「解放令」である⁽¹⁾。そして政府のこの「解放令」は文字通り「穢多非人等ノ称」を廃止したに止まったものであり、それは多く政府としては一厘も金のかからない「解放」であった。いや、それどころではなく、江戸時代には隷属の代償として「諸役免除」であったのに、解放の代償にあわよくば「諸役」も一般なみに負担させようという極めて政府に都合のよい「解放」であったのである。更に、明治政府は、封建制の最大の犠牲者ともいうべき部落民大衆には一厘も与えることなく、むしろ封建時代に付与されていた最低の生活保障（部落民の皮革取扱の特権等）を奪いとることによって「解放」したのである。ここに、われわれは明治政府の「解放令」の欺瞞性をはっきりと認識することが出来る。しかもこのような空虚な「解放令」は「名称」をさえ廃止することも困難であった。ということは、このような強制力をもたぬ一片の法令が、3百年來の身分制下に形成された一般国民の差別意識を解消せしめることは不可能に近かった。例えば、奈良県で見られたように一旦解放令を部落民に達したのち、「あれは五万日延期された」といったような欺瞞的な手段でその効果を抹消して部落民の待遇を改めなかった例が多かった⁽²⁾。そしてこのような思想が地方農村の封建的な上層階級一

般のものであったし、維新政府の人民支配がこれら上層階級一般によって行われたものである限り、身分解放の意義が徹底させられるはずがなかった。すなわち、明治政府が行なった幕藩的身分制度の廃止は決して真に人間平等をつらぬく人民階級の立場に立ったものではなかった。ゆえにかれらは天皇の下に新しい貴族制をつくり出し、農民にたいする封建的搾取をつづけると同時に、農村から低賃金労働者を生み出す政策をとった。この政策のなかで、封建時代の被差別身分であった部落住民の完全解放を怠り、最低の労働者、農民者として部落を温存したのである。それゆえに名目としては封建身分の廃止をうたった解放令が、百年以上たった今日にいたってもなおその目的を達しなかったばかりか、むしろ差別は強化され、巧妙に利用されつつあるといえる。すなわち、為政者の意図は部落を解放することではなくて、細民を部落に追込み閉じ込めることによって、部落を再編成することにあつた⁽³⁾、ということになる。しかも一般労働者、農民は、このような為政者および資本家によって搾取され支配されているにもかかわらず、その支配に甘んじて共に闘うべき部落民に対して差別意識を温存しているのが現状である。私は、本稿によって、現在の一般民の差別意識の温存状態を調査結果により明らかにし、その不当性を追求し、差別解放の一助にしたいと思う。

(注)

(1) 「解放令」については、「部落」(71, 8号)が行なった「特集・解放令百年」を参照

(2) 藤谷俊雄「明治解放令の本質」, p 167

(3) 同上, p 207

I. 部落の一般概況

1. 全国の部落数と部落人口

部落は、北海道をのぞいて、ほぼ日本全国に散在しているが、その分布の仕方は一様ではない。近畿、瀬戸内、北九州などの諸地方に、より多く集中し、東北や北陸、それに九州南西部などには比較的少なくなっている。

こうした部落分布の事実をどうみるか、という点が先ず問題になるが、一応次のように理解すべきであろう。

近世の差別的な身分制度は、原則的には、幕藩体制下において、封建領主によって民衆を分裂支配させる必要から作られたとあってよい。横山勝英は、それを次のごとく述べている。

「部落が形成され、長い間差別され続けるのは、部落が単に封建権力に対して少数者集団であつたということだけではなく、近世封建制、特に幕藩体制における封建的秩序の維持ということと密接に関連した社会的機能をもっていたからである⁽¹⁾。」

更に横山が指摘する如く、近世初期には、皮革生産という軍事的機能、秩序維持の機能のため、主として城下町を中心に賤民部落が作られ、ほとんど全国画一的に分布していた。ところが近世中期になると、農工生産力の発展および農業・工業・商業の社会的分業がすすむにつれて、封建支配がゆるぎだしてくる。そこで商品生産の発展した畿内・瀬戸内海沿岸などでは、ゆらいでいく農民支配を強化していくために、没落していく農民を賤民身分に再編成しながら、部落民に警察的機能をもたせつつ、身分差別政策が強められていった。ゆえに、近畿、瀬戸内海沿岸などの地方では、部落がより広範に、しかも高い密度をもって分布していったといえよう。

さて、部落解放同盟の綱領は「全国に散在する6千部落3百万の部落民」と述べている。この数字は都市などに流出している部落民や2, 3戸の小さな部落を含めたものであり、私は実数 250万人前後と見ている。そこで全国的な論査のあとを辿ると、第一表の示す通りである。これは、明治以降現在にいたるまでの約百年間の、部落戸数、人口の推移をしめしたものである。⁽²⁾

第一表 全国部落戸数(世帯数)人口の推移

年次	部落数	戸数	人口
明治初年			491,467
15年			520,451
40年			799,430
大正10年	4,853	154,287	829,773
昭和10年	5,366	191,354	999,687
38年	4,159		1,113,043
42年	3,545	162,343	1,068,302

明治初年のものは太政官が各部落に命じて報告させたもので、その内訳は穢多439,150人、非人53,259人であり、明治15年の内訳は穢多443,093人、非人77,358人であるが、脱落が非常に多い。しかし、一応明治初期の状態とみることができ。また、1962年すなわち昭和42年のものは、内閣の同和対策審議会が「当該地方において一般に同和地区であると考えられ

ているもの」を対象として、行政機関を通しておこなったものであるが、同審議会も認めているように実際の数値をかなり下廻っている。その上に、自治体当局が調査報告を拒否したり、特に、都市部落の場合部落の地域がどんなに膨張しても、当局がかたくなに部落地域を固定して、はみだした部分を切りすてている場合が多い。それゆえに、たしかに、この表によれば、近代百年の間に、部落人口は約2倍にふえていることになり、この間のわが国の人口が約3倍にふえていることから考えると、部落人口は減少の方向をたどっているといえるが、実際にはそうではないことが分る。

更に、地域別部落人口の変動を指数で示した第二表をみてみよう。⁽³⁾

これによると、今日の部落の分布状況が、近代以降大きく変っていることが分る。すなわち、近畿地方および九州地方などの増加が著しく、約3倍の増加率を示している。このことは、資本主義の発展とともに人口の都市集中という法則が部落にとっても例外でないことをしめしている。従って、現在みられるところの部落分布のかたよりは、資本主義の発展とともにいっそう助長されて

第二表 地域別部落人口の変動（指数）

	明治初年	明治40年	大正10年	昭和10年	昭和38年	昭和42年
東 北	100	49.2	48.6	21.2	5.1	0
関 東	100	142.2	158.4	184.4	192.5	139.0
北 陸	100	102.1	95.6	95.1	36.4	27.0
中 部	100	148.7	176.4	201.5	194.7	159.6
近 畿	100	194.4	199.9	264.3	301.0	322.2
中 国	100	163.2	159.6	183.5	202.3	167.5
四 国	100	144.8	154.6	169.9	184.8	171.8
九 州	100	167.3	179.1	191.6	250.2	252.2
指 数	100	162.4	168.5	201.4	226.0	217.0

おり、馬原鉄男が述べるごとく、極論すれば、資本主義のもとで再編成された分布の姿をしめしている⁽⁴⁾、ともいえよう。

2. 鳥取県における部落の一般概況

第三表 鳥取県部落戸数（世帯数）人口の推移

年次	部 落 数	戸 数	人 口
明治初年			4,599
40年			16,794
大正10年	81	3,006	19,022
昭和10年	97	3,835	21,999
38年	99		28,414
42年	97	5,472	25,631

鳥取県の同和地区は、第三表にあるように97、人口25,631人であり、これは全国都道府県中第4位である。（昭和42年総理府調）この全国四番に位する精密な分布を見ても、本県における部落問題が見すごすことの出来ない重要なものであることが分る。

また、第1図を見ればわかる様に本県の部落の分布は、小部落多

在の傾向にあり、さらに東部偏重性をしめしているということが出来る。これをより細かく見てみると、部落の県内分布は、東部52地区、中部25地区、西部20地区となっており、特に東部に密集しているが、部落数5地区以上を含むのは鳥取市、郡家町、河原町である。さらに人口からみて1000人以上の部落民を有するのは、鳥取市、河原町、八東町、赤崎町となっている。部落の集落規模は、50世帯以上の部落が39地区、このうち100世帯以上の大集落を形成しているのは14地区（200世帯以上のマンモス集落を形成しているのは2地区）となっている。なお10世帯未満の小集落はわず

図1 鳥取県同和地区の分布



同和地区概況		年度	集会所指導事業	団 体 育 成	諸 集 会
凡 例	86…同和地区数 5,472…同和地区世帯数 25,631…同和地区人口 4.4…同和地区人口 割合(%)	36		東伯町	東伯町
		37		東伯町・大山町	東伯町・大山町
		38		赤崎町・溝口町	赤崎町・大山町
		39		鳥取市・日野町・溝口町 鳥取市・日野町・伯山町 ・東伯町	郡家町・江府町・東郷町 ・米子市 東郷町・江府町・米子市 ・大栄町
		40	郡家町	鳥取市・米子市	・大栄町
		41	郡家町・東伯町	智頭町・岩美町・伯山町 鳥取市・米子市・智頭町 ・郡家町	岩美町・用瀬町・大栄町 ・日南町 国府町・岩美町
		42	東伯町	船岡町・大栄町・溝口町	江府町・日南町
43	郡家町 東伯町	鳥取市・大栄町・大山町 岩美町・郡家町・智頭町	船岡町・日南町・江府町		

(注) 1. 1地区4世帯末端の場合は含まず。
 2. ■は委嘱事業を実施した地区
 3. 県教委社会教育課調べ、同和地区概況は県厚生援護課調べ(S42.1.1現在)による。

かに16地区を数えるにすぎない。

ところで、鳥取藩における部落の支配体制は、他の諸藩にはみられない特殊なものがあったようである。宇田川宏の研究によれば、鳥取藩において弾左衛門の役割を果たしたのは田ノ島村の孫次郎(職名であって個人名ではない。田ノ島村在住の部落民より選任された)であり、他の部落におけ

る代表者たる判頭または組頭は、一方では、それぞれの村の庄屋の支配をうけると同時に、部落特有の業務については、孫次郎の統制に服するという二重組織になっていた。穢多頭たる孫次郎の職務は、第一には、「御運上白皮五十一枚の取立」であり、第二は刑罰等の死体の処理であり、第三は、馬綱の取立、そして、第四は、仲間出入の取捌きであったという。⁽⁴⁾ さらに当時における部落民の一般的な業務は、刑場事務の下働きと、斃牛馬処理と皮革加工にあったが、このほかに渡守と、それに関連する川舟運送業に従事する部落もあったとされる。また、穢多は、単に刑場の下働きのごとき職務のほかに、鉢屋や非人とともに、警察的な業務をも果していたと考えられる⁽⁵⁾。

また、鳥取県では、現在ある97部落のうち、幕末以後分村の形をとって新部落を形成したものが約半分をしめているといわれている。そして、その大半が、池田藩の新田開発政策、および明治以降の地方地主の開田事業に使役させられて、そのそのまま土地にいついたものである。ここでは、ほぼ三期に分けて、東部から中部にかけての部落移動が行なわれている。まず第一期は安政年間の藩の入百姓奨励に応じたもので、東部の因幡地方内部で分村形態をとった近距離移動が行なわれている。次の第二期は文久年間以後のことで、やはり因幡地方を移住元として、こんどは、中央の東伯地方への遠距離移動にかわった。そして、さいごは、明治から大正にかけて地方地主の灌漑工事にやとわれて倉吉周辺に移動し、いわゆる開田部落をつくっている⁽⁶⁾。

さて、現在の鳥取県部落の職業構造をみると、零細な第二種兼業農家ないしは土工・日雇い労務者などが殆んどである。本県では、本来部落に特有な地区ぐるみの部落産業といわれるものは見当たらない。かつてはそのころの主産業であった農業から疎外されていたし、近代にいたっては近代的労働者からはみ出された不安な日雇い労務者という存在にあり、そしてそのあたりに生活の根本である経済的安定というものの欠如が見られる点に問題があるといえる。

生活保護世帯と税金滞納問題が部落に集中的であるという事実は、やはり部落の貧困性を赤裸々に物語っていて、上の事実によく即している。ちなみに昭和37年度中学卒業者の高校進学率をみると、全県平均は73%であるのに、部落出身の中学生では35%という低さになっている⁽⁷⁾。

最後に、昭和38年2月に松崎で開かれた同和教育講習会の分科会における発言の中で、部落問題研究所の東上高志は本県における部落問題の捉え方として五つの特徴をしめしているが、参考としたいので掲げてみる。

第一は、次のような例がある。ある園芸組合の慰労会で、部落の人と一般地区の人が酒を飲むということがあった。その時にある人が、部落の人に向かってこういうことを言っている。「あなたは部落だといって差別され気の毒だ。こうして一緒に酒を飲むのも気兼ねをするんじゃないか。しかし、今日はそんなことは気にしないで酒を飲んでくれ。」

第二は、こういう例である。ある小学校の6年生の担任の場合である。卒業する前の日に、自分のクラスで子供達にこういう発言をしている。「この村には一種の違った人はいなかった。しかし中学校へ行くと一種違った人達がいるから気をつけよ。」これは中学校へ来てからどういう人がい

るのかなというので発言して問題になった実例である。その次の例は鳥取市の例であるが、市内のある高等学校の2年生が、「あんたらはなんぼ勉強してもええとこへは行けんね。」といった。このことを従弟の1年生の子に伝えた。すると、この従弟の子が原因不明の自殺をした。そこへ高校の先生が行って、私がそんなことを言ったなどと言わないでおいてくれと発言している。

第四の例は、部落のお父さんが言われたことであるが、「私の娘は職場で恋愛して結婚することになった。なんとか結婚式をあげさせてやりたいと思った。相手方も結婚は許してくれそうな様子なので、相手方に話しに行った。その時相手は次のように言った。『結婚は認めよう。しかし私は式に正式に参列することは出来ない。私が正式に出席すると、親戚の古い人達から義絶されてしまうから。』こうやってこのことを断わられた。」同じく結婚のことからんで倉吉市の例がある。部落の人から話されたことである。「私の兄の子で今年26才になる子が家から10米位離れた所の人と恋愛した。ある日すぐ来てくれというので驚いて行ってみると、2、3人の人からひどい折檻を受けている。またある時は、夜の2時か3時頃逃げて来たことがある。こういうことが2、3回あったのであるが、この娘の決心は堅く、結局両親が相談して他の土地に逃がした。」というのである。

第五番目の例は、ある谷間の小学校の例であるが、毎年1人か2人しか入学しないような非常に小さな学校である。冬は雪が積って1ヶ月くらい学校を休まなくてはならない。そこで集会が持たれ、教育委員会へ行って隣の小学校にかわれるようお願いしようではないかということで交渉に行ったそうだ。すると教育委員会ではこういったという。「冬に一週間や10日休まなくてはならないということでは理由にならない。しかし、あなた方がこうして来るところをみると他に理由があるのではないか。」おそらく教育委員会の頭の中には差別のことがあったのだろう。そこで次のように説明をしたという。「今表面だった差別ということをお願いしているのではない。しかし子供達が学校で充分勉強が習えないという状態が、将来就職や進学が出来ないというもっとも大きな差別になってくるのではないか。私たちは、言葉や身振りの差別よりも、こうして勉強が出来ないことの方を大事に考えている。このことが差別だと思う。」といったら、教育委員会では、「ああそうですか」といって転校を許可したという。

以上5つの例をあげたが、一つ一つ考えてみると非常に大事なことがいくつかあらわれている。第一の例で述べた組合の慰労会で今日ぐらいは差別のことなど気にせず酒を飲みなさいと言ったことは悪意で言ったわけではないと思うが、その中には、この県内における日常の差別の状態がどのようなものであるかをよくしめしていると思う。あるいは、部落のものと結婚の場合に、式に出席したいが皆から村八分にされるから式には出ないとか、こういったものの中に鳥取県の部落問題の非常に深さというものを認めざるを得ない。部落に対する間違った考え方、差別意識が温存されているということであろう。次に、これを具体的に見てみたい。

(注)

(1) 横山勝英「未解放部落の社会構造的意味」関西学院大学社会学部紀要, 第20号, p 102

(2) この表は, 馬原鉄男および鈴木二郎の次の2論文から作製したものである。

馬原鉄男「部落の現状」, pp 68~69

鈴木二郎「現代の差別と偏見」, p 55

(3) 馬原鉄男「同上」p 70

(4) 宇田川宏「鳥取県における新部落の形成」「部落」, 69号, 昭30, p 26

(5) 宇田川宏「同上」, p 27

(6) 宇田川宏「同上」, pp 28~32

(7) 【同和地区進学生徒数】

年度	項目 卒業 者 数	全日制		定時制		高 専	進学者 合 計	進学率
		国公立	国公立	私 立	私 立			
41	726	199	13	127	3	1	341	41.2
42	742	273	23	151	1	1	449	60.5
43	752	282	19	147	1	0	449	59.7
44	716	268	19	195	0	3	485	67.7

鳥取県教育委員会「同和教育資料」p 54

II, 鳥取県の差別意識状況

今迄、鳥取県における一般的部落概況についてみてきた。そこで次に、鳥取県の一般地区民の差別意識をより具体的に検討してみたい。これから検討するものは、東郷町教育委員会より委託されて行なった「東郷町民意識調査」の一部である⁽¹⁾。

1, 調査対象地域の概観

東郷町は鳥取県のほぼ中央に位し、総面積46,35km² に及び、東は泊村、青谷町、南に三朝町、倉吉市、北西は羽合町に隣接している。近隣都市までの距離は、本県の県庁所在地である鳥取市まで30.2km、西部の商業都市米子市まで51.8km、中部の田園都市倉吉市までが9.2kmである。

第四表 東郷町の人口・世帯の推移

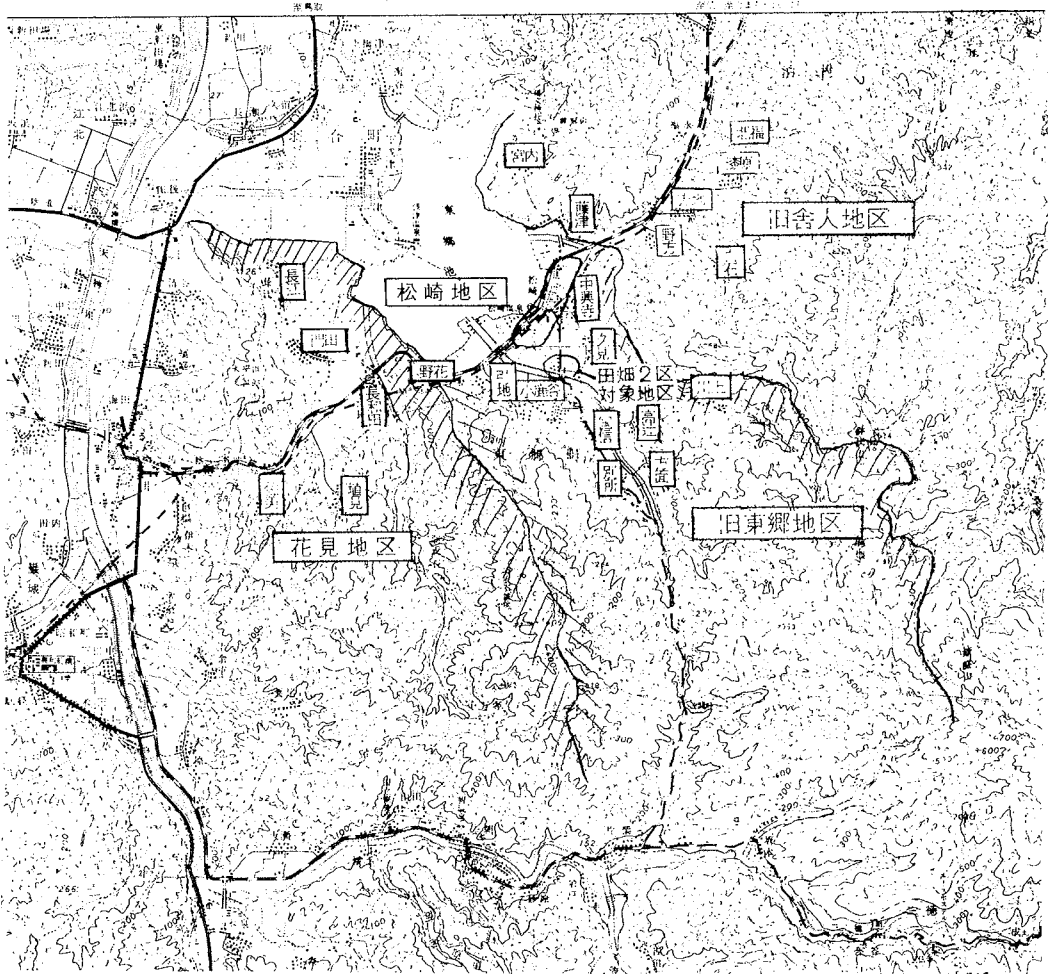
年次	項目 世帯数	人			一世帯 当り人員
		男	女	計	
28	1,583	4,260	4,486	8,746	5.5人
30	1,636	4,324	4,511	8,835	5.4
35	1,687	4,136	4,420	8,556	5.1
40	1,747	3,820	4,224	8,044	4.6
41	1,771	3,841	4,166	8,007	4.5
42	1,781	3,793	4,129	7,922	4.4
43	1,776	3,779	4,126	7,905	4.4

また、昭和28年の人口調査によると東郷町の人口は8,746人で鳥取県総人口600,177人の1.4%をしめ、当時121市町村人口順位は、鳥取市95,838人、米子市62,535人、倉吉市49,677人、智頭町13,145人、三朝町11,172人、青谷町10,045人に次いで7番目であったが、昭和40年10月1日現在の国勢調査人口によると東郷町の人口は8,044人となり鳥取県総人口579,851人の7.24%で、県下市町村のうち人口順位は21番目である。これは昭和35年国勢調査人口8,556人と比べて512人の減少を示し、減少率は6%である。

東郷町は先ず昭和26年3月1日東郷村、松崎村が合併して東郷松崎町が生まれ、次いで昭和28年4月1日隣接する舎人村、花見村の3ヶ町村が合体合併して町名を東郷町として新発足した。そして現在、田畑二区という未解放部落が存在している。これは、東郷村に含まれる故、昭和26年以来東郷町の未解放部落として存在していることになる。

2, 調 査 方 法

図2. 調 査 地 点



調査は次のごとき方法によって実施された。

第一に、調査の対象は、年齢別選ばれた男女であり、調査方法としては、調査票を使用した個別面接法によって行なわれた。

第二に、標本の抽出は、2図にあるように、大きくは松崎地区、舎人地区、東郷地区、花見地区の四つに分け、更にそれぞれ6地点、7地点、10地点、6地点と合計29の調査地点をもうけた。そして、夫々の人口比において標本数を割り当てた。

第三に、調査は調査者が直接面接するという方法を取り、被調査者の「たてまえ」的解答と「ほんね」的解答の両方を出来るだけ収集することにした。

なお、本稿は、調査報告ではないので、具体的な調査数値を全てあげることはしない。ここでは、又、問われた質問全ての数値をあげることも出来ない。ここでは、直接、差別について問うたもののみをあげて考察することにする。

3、東郷町民の差別意識状況

先ず、部落差別の事実について、いかに多くの人が見聞きしているかを問うた結果をまとめると第五表のようになる。

第五表—1 差別事実について—性別

(男)						(女)					
地区	1	2	3	(%)	(N)	地区	1	2	3	(%)	(N)
舎人	37.4	31.3	31.3	100.0	48	舎人	21.3	29.8	48.9	100.0	47
東郷	54.5	25.6	19.9	100.0	121	東郷	42.4	32.2	25.4	100.0	118
松崎	62.3	21.3	16.4	100.0	61	松崎	37.7	36.1	26.2	100.0	61
花見	35.0	28.8	36.2	100.0	80	花見	36.8	27.6	35.6	100.0	87
全体	48.4	26.4	26.2	100.0	310	全体	36.7	31.4	31.9	100.0	313

(全体)					
地区	1	2	3	(%)	(N)
舎人	29.5	30.5	40.0	100.0	95
東郷	48.5	28.9	22.6	100.0	239
松崎	50.0	28.7	21.3	100.0	122
花見	35.9	28.2	35.9	100.0	167
全体	42.5	28.9	28.6	100.0	623

1. 差別事実を知っている
2. 差別事実を聞いたことがある
3. 知らない

この表より先ず指摘出来ることは、約70%までが、部落民が現実に差別されていることを知っているということである。また、同和地区「田畑2区」に近い所ほど知っているということも、東郷、松崎の両地区が約80%のものが1・2をあげていることによって明白である。特に、東郷地区男子および松崎地区男子が、「知らない」と答えたものがわずか、19.9%、16.4%しかいないことは、いかに現実に、部落民が差別されているかを示したものである。さらに、これを年齢別にみると表5—2のようになる。

表5-2 差別事実について一年令別

(16~18才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	16.7	33.3	50.0	100.0	12
東郷	37.9	24.2	37.9	100.0	29
松崎	30.0	25.0	25.0	100.0	4
花見	36.4	18.2	45.4	100.0	11
男	37.9	17.3	44.8	100.0	29
女	29.6	33.3	37.1	100.0	27
全体	33.9	25.0	41.1	100.0	56

(19~24才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	13.3	26.7	60.0	100.0	15
東郷	35.7	21.4	42.9	100.0	28
松崎	38.1	28.6	33.3	100.0	21
花見	45.8	29.2	25.0	100.0	24
男	39.5	21.0	39.5	100.0	43
女	31.1	31.1	37.8	100.0	45
全体	35.2	26.2	38.6	100.0	88

(40~44才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	33.3	46.7	20.0	100.0	15
東郷	53.8	35.9	10.3	100.0	39
松崎	47.6	38.1	14.3	100.0	21
花見	21.4	46.4	32.2	100.0	28
男	42.9	40.8	16.3	100.0	49
女	38.9	40.7	20.4	100.0	54
全体	40.8	40.8	18.4	100.0	103

(25~39才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	35.7	42.9	21.4	100.0	14
東郷	48.6	37.9	13.5	100.0	37
松崎	68.4	26.3	5.3	100.0	19
花見	44.8	27.6	27.6	100.0	29
男	51.0	34.7	14.3	100.0	49
女	48.0	32.0	20.0	100.0	50
全体	49.5	33.3	17.2	100.0	99

(45~49才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	40.0	20.0	40.0	100.0	15
東郷	36.8	42.1	21.1	100.0	38
松崎	50.0	35.0	15.0	100.0	20
花見	32.0	20.0	48.0	100.0	25
男	47.1	25.5	27.4	100.0	51
女	29.8	38.3	31.9	100.0	47
全体	38.8	31.6	29.6	100.0	98

(50~59才)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	21.4	35.7	42.9	100.0	14
東郷	55.5	27.8	16.7	100.0	36
松崎	65.0	25.0	10.0	100.0	20
花見	31.0	31.0	38.0	100.0	29
男	52.1	29.2	18.7	100.0	48
女	39.2	29.4	31.4	100.0	51
全体	45.4	29.3	25.3	100.0	99

(60才以上)

地区 性別	1	2	3	(%)	(N)
舎人	30.0	20.0	50.0	100.0	10
東郷	62.5	12.5	25.0	100.0	32
松崎	29.4	17.6	53.0	100.0	17
花見	40.9	13.6	45.5	100.0	22
男	63.4	12.2	24.4	100.0	41
女	27.5	17.5	55.0	100.0	40
全体	45.7	14.8	39.5	100.0	81

年齢別で顕著なことは、16～24才位までは、未だ知らないものが40%近くいるということと、25才から44才位のもが一番よく知っているということである。特に、松崎、東郷両地区では、25～44才位の方は、約80%以上のものが部落に対する差別事件を目にしたり、聞いたりしているわけである。そこで、いかなる事実を見聞したかを問うたのが、表6-1表6-2である。

表6-1, 差別事実 - 性別

SQ2, 性別(男)

地区	A	B	C	D	E	F	(%)	(N)
舎人	65.9	10.3	6.9		10.3	6.9	100.0	29
東郷	59.7	1.8	2.8	1.8	18.3	15.6	100.0	109
松崎	40.4	11.5	11.5		17.4	19.2	100.0	52
花見	49.1	1.8	10.9	3.6	18.2	16.4	100.0	55
全体	53.9	4.9	6.9	1.6	17.2	15.5	100.0	245

SQ2, 性別(女)

地区	A	B	C	D	E	F	(%)	(N)
舎人	44.4	7.4	18.5		3.7	25.9	100.0	27
東郷	56.6	3.0	7.1	2.0	14.1	17.2	100.0	99
松崎	59.6	6.4	9.4	2.1	6.4	19.1	100.0	47
花見	53.8	3.2	13.8	1.5	12.3	15.4	100.0	65
全体	55.0	4.2	10.1	1.7	10.9	18.1	100.0	238

- A, 結婚差別
- B, 言葉・行動が変わっている
- C, 四つ、賤称、新平民
- D, 人種が違ふ
- E, 就職差別
- F, その他(よく覚えていない)

SQ2, 性別(全体)

地区	A	B	C	D	E	F	(%)	(N)
舎人	55.4	8.9	12.5		7.1	16.1	100.0	56
東郷	58.2	2.4	4.8	2.0	16.3	16.3	100.0	208
松崎	49.5	9.1	9.1	1.0	12.1	19.2	100.0	99
花見	51.7	2.5	12.5	2.5	15.0	15.8	100.0	120
全体	54.4	4.6	8.5	1.7	14.1	16.7	100.0	483

表6-2 差別事実一職業別
SQ2, 職業別(全体)

職業	A	B	C	D	E	F	(%)	(N)
管理職	35.7		7.1		14.3	42.9	100.0	14
事務職	53.9	4.9	6.9	2.0	13.7	18.6	100.0	102
労務職	46.7	13.3	4.4	2.2	13.3	20.1	100.0	45
自由業	78.0	5.5	5.5		5.5	5.5	100.0	18
自営商工業主	57.9				26.3	15.8	100.0	19
農・林・漁業	59.2	4.5	7.0	1.5	14.4	13.4	100.0	201
学生	38.2		26.5		11.8	23.5	100.0	34
無職	54.2	2.1	16.7	2.1	4.1	20.8	100.0	48

この表より、先ず顕著なことは、部落差別事象として必らず出て来る結婚差別(54.4%)、就職差別(14.1%)「賤称を言う」(8.5%)が、ここでも差別事件のほとんどを占めているということである。特に部落差別解消の最大の難事といわれる結婚差別が、同和地区との距離の遠近を問わず高いということは、部落解放がほとんど行なわれていないことを示している。この結婚差別については後でふれることにする。第二に、表6-2を見てみると、2つの事実気がつく。その一つは、労務職(会社・官公庁等の労務的職業従事者、大工等々)が、部落民は言葉・行動が一般地区民と異なるとする者が多いことである。もう一つは、学生が「賤称」を使うことをよく聞いているということである。(26.5%)。すなわち、これは学生同士が「誰々は四つだ。新平民だ」などと言っていることを示している。差別意識を植えつけられる第一源泉は、家族、第二は近隣、第三は学校といわれているが、この数字はこのことを顕著に示している。答えているものの中に、母親から友達を選ぶ際の注意として聞いたものが多かったこともこのことを物語っているであろう。また、Dの人種が違うという、いわゆる異人種説が未だ残っていることは、この地域の未解放性を示している。中には「豊臣秀吉が朝鮮征伐した時、加藤清正がつれて帰った捕虜の子孫と聞いた」と答えている人までいた。ところで、この考え方がどれほど間違っているかは、今では中学生にさえ指摘出来ることである。すなわち、日本民族は複合民族であること、部落民は封建領主によって作られたものであること等から今ではこの説を真面目に取りあげるものはないといわれている⁽³⁾。にもかかわらず、この誤った考え方が未だ存在していることは、いかに支配者が巧みに流布したかを物語っている。すなわち、この「異人種起源」説というのは、明治の支配階級が、当時植民地として差別され、国民自身も劣等種族かのように思いこまれていた朝鮮人をもち出し、その人達と同じ人種だから差別されてもしかたがないのだと、部落の差別を合理化し、同時に朝鮮人に対する差別を半永久的に固定化するために持ち出したものである⁽⁴⁾。そして、いかなる理由をつけるにせよ、身

分による差別も、人種や民族による差別の合理化も決して許されないことにもかかわらず、日本帝国主義は、この2つを関係づけて、更に徹底した差別の合理化を行ってきたわけである。

次に就職差別について少しふれてみたい。部落に対する半封建的な身分差別を利用した国民の基本権にたいする侵害は、就職差別にもっともするどくあらわれる。よく若年労働力が不足している今日、部落の子を差別して採用しないなどということは考えられないという人がいる。これはとんでもない間違いである。第一に、就職差別は、他の差別と異なり、国の労働力政策、資本の雇用政策とも直接・間接かかわるだけに、時代とともにそのあらわれ方にいくぶんかの変化はあるが⁽⁵⁾、事実として就職差別事件があとをたたないこと⁽⁶⁾、第二に、就職差別事件というのは、就職差別の全体からみれば、永山の一角というぐらいにしか表面化しないこと、第三に、就職差別がおこる前に学校の就職指導の過程で、部落の子をとらない企業は始めからさけられていることなどから⁽⁷⁾、表面化するものはごく限られているわけである。それゆえに、表6-1・2においても、思ったより少いといえる。さらに、就職差別を明らかにすることは、同時に、部落出身であることを公表せねばならず、現在のように半封建的な身分差別のきびしい中では、組織的な支えがあり、かつ個人的にも部落の解放についての見通しをもっていない限り、それは大変困難なことである。それゆえに、就職差別はたとわずかしき表面化しなくても、全体の傾向なり、本質を代表する「典型」として重視する必要がある。

さて、次に、このような差別事件についていかに考えるかを問うたものが、表7である。

表7、差別事実についての意見

SQ3, 性別(男)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	44.1	44.1		11.8	100.0	34
東郷	44.5	43.6	3.0	5.9	100.0	101
松崎	72.5	21.6		5.9	100.0	51
花見	67.4	18.4	2.0	12.2	100.0	49
全体	56.6	33.6	1.7	8.1	100.0	235

SQ3, 性別(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	44.1	42.4		13.5	100.0	59
東郷	46.3	36.8	3.2	13.7	100.0	190
松崎	55.2	33.3		11.5	100.0	96
花見	59.8	21.6	3.9	14.7	100.0	102
全体	51.0	33.3	2.3	13.4	100.0	447

SQ3, 性別(女)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	44.0	40.0		16.0	100.0	25
東郷	44.9	29.2	3.4	22.5	100.0	89
松崎	35.6	46.7		17.7	100.0	45
花見	52.8	24.5	5.7	17.0	100.0	53
全体	44.8	33.0	2.9	19.3	100.0	212

- 1, まったくけしからんことだ
- 2, 仕方のないことだ
- 3, あたりまえのことだ
- 4, わからない

この表をみると、先ず第一におどろくべきことは、「たてまえ」の論として、多分90%位は1の「まったくけしからん」という意見になると仮定していたのに、51%しかいなかったということである。特に女性が花見地区をのぞき、松崎地区を筆頭に42.3%しか、この「たてまえ論」さえ表明するものがなく、逆に、松崎地区では、2の「仕方がないことだ」の方が多くなってしまっている。(46.7%)この「仕方がないことだ」というのは、日本人特有の「長いものにはまかれろ」式の考え方ととれるかもしれない。しかし、私は、これは完全に差別であると断定出来ると思う。何故ならば「仕方がない」というのは、「差別されても仕方がない」ということであり、更につきつめれば、「部落民というのは差別されるべきものであり、私も差別をする」ということになると思う。すなわち、「ほんね」としては、自分がもしそうした状況に出会うならば、当然差別者になる、ということを表示したものといえよう。

そこで、こうした事実が残っている理由について問うた所、表8のようになった。

表8, 差別事象残存理由

性別	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	(%)	(N)
男	11.3	10.2	7.3	19.8	11.9	5.6	8.5	4.5	7.9	13.0	100.0	177
女	10.3	15.1	12.2	22.4	4.7	0.9	1.9	11.2	12.1	11.2	100.0	107
全 体	10.9	11.3	9.1	20.8	9.2	3.9	6.0	7.0	9.5	12.3	100.0	284

年齢	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	(%)	(N)
16 ~ 18	18.8	12.5		18.8	18.8			6.2		25.0	100.0	16
19 ~ 24	13.7	27.3	4.5	18.2		4.5		18.2	9.1	4.5	100.0	22
25 ~ 39	7.0	14.0	11.9	23.3	9.3	2.3	9.3	4.6	4.6	14.0	100.0	43
40 ~ 44	9.4	13.2	9.4	18.9	11.3	5.7	9.3	3.8	7.5	11.3	100.0	53
45 ~ 49	11.8	5.9	11.8	21.6	13.7	3.9	5.9	7.8	9.8	7.8	100.0	51
50 ~ 59	5.7	9.4	13.2	22.6	5.7	5.7	3.8	7.5	11.3	15.1	100.0	53
60才以上	17.4	4.3	4.3	21.7	6.5		8.7	10.9	15.2	10.9	100.0	46

種々の理由があげられたが、私はそれを、次の10種類に分類し、表を作製したのである。すなわち、(A)昔の職業による、(B)昔からの意識の残存、(C)集団意識・集団結合が部落民は強い、(D)風習、(E)徳川封建制の身分差別の残存、(F)政治、(G)部落民のひがみ、(H)人間の偏見、(I)部落民の悪さ、(J)その他、の10種類である。これらを、それぞれ簡単に見てみよう。

先づAの「昔の職業による」が、やはり相当強く出ており、特に老人にこの意見が多いのは全国

共通であろう。いわゆる、これは「職業起源説」とよばれるものである。すなわち、部落民は「いやしい職業」に従事していたがゆえに差別される、という説である。ここでいう「いやしい仕事」とは、動物を殺したり、その皮をはぎ、皮の加工をすることをさしている。いわゆる四つ足の動物をとり扱う仕事に従事している所から、部落民をいやしめて、「四ツ」等という差別語も作られてきた。しかし、果して皮革産業に従事していたから、部落民は差別されるようになったのであろうか。歴史的に検討してみると、これは間違いだということが分る。すなわち、わが国においても、奈良朝時代においては、神の祭りに天皇も貴族も平民も牛馬を殺して食べていることは日本書紀に記されている。このことから明らかなように、「いやしい職業」に従事したから、「いやしい人」にされたという説は成り立たないことになる。そうではなくて、同じ人間の中に支配する者と支配され搾取される者の別が生じ、支配する者が自からの支配をゆるぎないものにするために、身分の差別を作ったのである。そして、身分の高いものは苦しい肉体労働をせず、被支配者のみが労働を強制されてきた。ここから、人を支配する仕事、精神的労働は「尊い」、肉体労働は「いやしい」という考え方が作られたのである。中でも、特に苦しい危険な不快な仕事は、一番身分の低いものにおしつけられ、遂に、一定の職業と一定の身分が結合されたのである。ゆえに、「いやしい職業」があって賤民が出来たのではなくて、人間に「尊い人間」と「いやしい人間」の差別をつくり、「いやしい人間」のすることは全て「いやしい」と考えさせられてきたのである。すなわち、「論理の逆転現象」である。しかし、現代社会においても、この考え方は強い。ここに、現代の差別が生き残る基本的な関係があると思う。これはBの意識の残存にも通じるものである。

さて、問題は、C、D、G、Iである。これは全て、「部落民の側に、差別されても仕方がない面を持っている」という論理である。われわれは部落差別を語る時、「いわれなき差別」という言葉を用いる。しかし、これは半面の真実しか伝えていない言葉でもある。すなわち、部落民にとっては「いわれなき差別」であるが、部落差別そのものには「いわれがある」わけである。換言すれば、部落差別は、「部落が存在するゆえ差別が存在する」ものである。「住みたい所にも住めず、就職も出来ない、自由な結婚も出来ない」ような、人間としての権利を保障されていない者、これが部落民である。たしかに、未解放部落——そこには差別されても仕方がない生活が営まれている。しかし、正確に言えば、営まされているのである。「差別は実態の反映である」といわれる。すなわち、人間の心の中の差別は生活実態から生れてきた、という意味である。ゆえに、差別の本質は、人間の心の中の観念としての差別よりむしろ、厳然として存在する差別の実態である。集団結合を強めざるをえないような、低位の生活、これが部落差別の一切を支えている根本なのである。

同様なことは、「偏見」にもいえる。「偏見とはなにか」という問に対して、多くの学者が多様な規定を下している。あるものは、“pre-judgement”と規定し、またあるものは、「社会的規範によって否認された態度」ともいう。K・ヤングは「その対象である人々に対して、stereotype

の名前やレッテルをはりつける傾向のある誤謬を含んだ分類概念」と規定している⁽⁶⁾。これらの規定は、偏見のもつ特徴を指摘しており妥当なものであろう。しかし、より包括的なものとしては、G・W・オルポートの規定があげられる。彼は次のように規定する。

「偏見とはある集団に所属しているある人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団のもっている嫌な特質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度」なのである。⁽⁶⁾

それでは、何故人は偏見を持つのであろうか。偏見の心理は複雑である。ここでは、米山俊直が指摘するように⁽¹⁰⁾、偏見の主要要因としての3つの心理過程を提出するに止める。すなわち、偏見は、「憎しみの転位と投射」、「軽蔑による劣等感の補償」、「無意識的行動の投射」という3つの心理過程の継続の結果生ずるといえよう。つまり、(a)人間の心にひそむ敵意や憎しみが、ある特定集団に転位され、(b)他者が自分より下位にあると思うことによって、自らの劣等感から逃避しようとする軽蔑・驕りがその特定集団にむけられる。そして、(c)無意識な様々な不都合でいまわしい衝動がその集団に投射され、まさにいまわしい **image=prejudice** をつくり出すと考えられる。そして、この偏見が差別意識をつくり出し、差別事件をひきおこしているといえる。しかし、上記のことから明らかなように、やはり、偏見が生れるということは、そこにそのような実態があるということであり、ここにも、差別事実の存在が先ずあり、それに対して偏見が生じることになる。

以上のものは、東郷町における部落差別の事実とそれに対する一般地区民の態度を検討したわけである。次に、部落差別の内でもっとも難事といわれる結婚差別についての意識を検討してみた。

Q5は、そのままここに質問を提示してみる。

Q5 こんにちの世間には、本人同志がその気になっていても、相手が同和地区の出身であるからといって、親や親戚が結婚に反対している事実が少なくないようです。

あなたが親であればどうしますか。

- 1 結婚は本人同志のことだから、子供が結婚したいといえば結婚させる。
- 2 自分としてはどうしても結婚させない。
- 3 自分はよいが、親戚や世間のてまえからいって、できれば結婚してもらいたくない。
- 4 わからない。

結果は表9として提示する。

表9, 結婚差別について

Q5 性別(男)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	45.8	18.8	18.8	16.6	100.0	48
東郷	45.5	16.5	30.6	7.4	100.0	121
松崎	47.6	9.8	32.8	9.8	100.0	61
花見	41.0	8.4	31.3	19.3	100.0	83
全体	44.7	13.4	29.4	12.5	100.0	313

Q5 性別(女)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	31.9	12.7	27.7	27.7	100.0	47
東郷	24.4	26.0	33.6	16.0	100.0	119
松崎	25.8	32.3	29.0	12.9	100.0	62
花見	42.0	15.9	23.9	18.2	100.0	88
全体	30.7	22.5	29.1	17.7	100.0	316

Q5, 性別(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	38.9	15.8	23.2	22.1	100.0	95
東郷	35.0	21.3	32.1	11.6	100.0	240
松崎	36.6	21.1	30.9	11.4	100.0	123
花見	41.5	12.3	27.5	18.7	100.0	171
全体	37.7	18.0	29.2	15.1	100.0	629

Q5, 原住者(男)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	46.8	19.2	17.0	17.0	100.0	47
東郷	45.1	16.2	31.5	7.2	100.0	111
松崎	47.1	9.8	35.3	7.8	100.0	51
花見	40.7	7.4	32.1	19.8	100.0	81
全体	44.5	13.1	30.0	12.4	100.0	290

Q5, 来住者(来住年別)

年	1	2	3	4	(%)	(N)
1~9	38.1	19.0	14.3	28.6	100.0	42
10~19	32.3	20.0	35.4	12.3	100.0	65
20~	33.1	24.2	34.7	8.0	100.0	124
全体	33.8	22.1	31.2	12.9	100.0	231

Q5, 原住者(女)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	18.8	12.5	25.0	43.7	100.0	16
東郷	27.7	19.1	25.5	27.7	100.0	47
松崎	28.6	42.9	23.8	4.7	100.0	21
花見	37.5	12.5	20.8	29.2	100.0	24
全体	28.7	21.3	24.1	25.9	100.0	108

Q5, 来住者(地区別)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	40.6	12.5	31.3	15.6	100.0	32
東郷	25.6	28.0	37.8	8.6	100.0	82
松崎	29.4	23.5	29.4	17.7	100.0	51
花見	43.9	18.2	24.2	13.7	100.0	66

Q5, 原住者(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	39.7	17.5	19.0	23.8	100.0	63
東郷	39.9	17.1	29.7	13.3	100.0	158
松崎	41.7	19.4	31.9	7.0	100.0	72
花見	40.0	8.6	29.5	21.9	100.0	105
全体	42.2	15.3	28.4	16.1	100.0	398

Q 5, 修学年数別 (1~9年)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	35.5	9.7	29.0	25.8	100.0	31
東郷	37.2	17.9	24.4	20.5	100.0	78
松崎	41.9	32.3	12.9	12.9	100.0	31
花見	50.0	13.8	20.7	15.5	100.0	58
性別						
男	45.7	16.3	20.6	17.4	100.0	92
女	37.7	18.9	23.6	19.8	100.0	106
全体	41.4	17.7	22.2	18.7	100.0	198

Q 5, 職業別 (男)

職業	1	2	3	4	(%)	(N)
管理職	61.5	7.7	30.8		100.0	13
事務職	39.4	9.1	33.3	18.2	100.0	66
労務職	42.4	12.1	21.2	24.3	100.0	33
自由業	66.7	6.6	26.7		100.0	15
自営商 工業主	50.0	25.0	25.0		100.0	12
農・林・ 漁業	38.0	12.4	33.6	16.0	100.0	137
学生	58.6	3.4	13.8	24.2	100.0	29
無職	57.1	28.6	14.3		100.0	7

Q 5, 修学年数別 (10~12年)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	41.4	17.2	20.7	20.7	100.0	58
東郷	29.5	15.4	36.0	19.1	100.0	136
松崎	34.3	20.0	35.7	10.0	100.0	70
花見	40.4	10.1	28.3	21.2	100.0	99
性別						
男	43.7	9.8	31.7	14.8	100.0	183
女	26.7	20.5	31.1	21.7	100.0	180
全体	35.2	15.2	31.4	18.2	100.0	363

Q 5, 職業別 (女)

職業	1	2	3	4	(%)	(N)
管理職			100.0		100.0	1
事務職	31.4	17.6	19.6	31.4	100.0	51
労務職	45.2	16.1	25.8	12.9	100.0	31
自由業	50.0		25.0	25.0	100.0	4
自営商 工業主	33.3	33.3	26.7	6.7	100.0	15
農・林・ 漁業	33.1	19.5	32.2	15.2	100.0	118
学生	35.7	10.7	14.3	39.3	100.0	28
無職	20.6	26.5	35.3	17.6	100.0	68

Q 5, 修学年数別 (13年以上)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	33.3	33.3	16.7	16.7	100.0	6
東郷	52.2	8.7	17.4	21.7	100.0	23
松崎	42.1	5.3	42.1	10.5	100.0	19
花見	15.4	23.1	46.1	15.4	100.0	13
性別						
男	41.0	7.7	33.3	18.0	100.0	39
女	36.4	22.7	27.3	13.6	100.0	22
全体	39.3	13.1	31.2	16.4	100.0	61

Q 5, 職業別 (全体)

職業	1	2	3	4	(%)	(N)
管理職	58.4	8.3	33.3		100.0	14
事務職	35.6	13.6	27.1	23.7	100.0	117
労務職	43.1	13.8	24.6	18.5	100.0	64
自由業	63.2	6.3	26.3	5.2	100.0	19
自営商 工業主	39.3	28.6	25.0	7.1	100.0	27
農・林・ 漁業	35.7	15.7	32.9	15.7	100.0	255
学生	47.4	7.0	12.3	33.3	100.0	57
無職	23.7	26.3	34.2	15.8	100.0	75

Q5, 年令別 (16~18才)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	33.3	16.7	8.3	41.7	100.0	12
東郷	41.4	10.3	17.2	31.1	100.0	29
松崎	100.0				100.0	4
花見	45.4		9.2	45.4	100.0	11
性別						
男	51.7	10.3	13.8	24.2	100.0	29
女	37.1	7.4	11.1	44.4	100.0	27
全体	44.7	8.9	12.5	33.9	100.0	56

Q5, 年令別 (19~24才)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	40.0	6.7	6.7	46.6	100.0	15
東郷	28.6	17.9	32.1	21.4	100.0	28
松崎	47.6	9.5	19.1	23.8	100.0	21
花見	37.5	8.3	12.5	41.7	100.0	24
性別						
男	44.2	9.3	23.3	23.3	100.0	43
女	31.1	13.3	15.6	40.0	100.0	45
全体	37.5	11.4	19.3	31.8	100.0	88

Q5, 年令別 (25~39才)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	28.6	28.6	28.6	14.2	100.0	14
東郷	35.2	18.9	35.1	10.8	100.0	37
松崎	15.0	25.0	40.0	20.0	100.0	20
花見	41.4	3.5	31.0	24.1	100.0	29
性別						
男	36.7	12.2	32.7	18.4	100.0	49
女	27.5	21.6	35.3	15.6	100.0	51
全体	32.0	17.0	34.0	17.0	100.0	100

Q5, 年令別 (40~44才)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	46.7	20.0	26.7	6.6	100.0	15
東郷	28.2	30.8	30.8	12.2	100.0	39
松崎	45.0	25.0	25.0	5.0	100.0	20
花見	39.3	21.4	35.7	3.6	100.0	28
性別						
男	49.0	12.2	36.7	2.1	100.0	49
女	26.4	37.7	24.5	11.4	100.0	53
全体	37.3	25.5	30.4	6.8	100.0	102

Q5, 年令別 (45~49才)

地区	1	2	3	4	(%)	N
舎人	27.6	6.6	46.7	20.0	100.0	15
東郷	31.6	21.1	36.8	10.5	100.0	38
松崎	35.0	35.0	25.0	5.0	100.0	20
花見	33.3	22.2	37.0	7.5	100.0	27
性別						
男	42.3	15.4	32.7	9.6	100.0	52
女	20.8	29.2	39.6	10.4	100.0	48
全体	32.0	22.0	36.0	10.0	100.0	100

Q5, 年令別 (50~59才)

地区	1	2	3	4	(%)	N
舎人	42.9	14.3	28.6	14.2	100.0	14
東郷	37.8	21.6	40.6		100.0	37
郷松	20.0	25.0	50.0	5.0	100.0	20
花見	44.4	14.8	26.0	14.8	100.0	27
性別						
男	41.7	14.6	35.4	8.3	100.0	48
女	32.0	24.0	38.0	6.0	100.0	50
全体	36.7	19.4	36.7	7.2	100.0	98

Q5 年 令 別 (60以上)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎 人	60.0	20.0	10.0	10.0	100.0	10
東 郷	55.0	21.9	10.0	13.1	100.0	32
松 崎	44.4	16.7	27.8	11.1	100.0	18
花 見	52.0	8.2	28.0	12.0	100.0	25
性別						
男	51.2	18.6	23.3	6.9	100.0	43
女	45.2	14.3	31.0	9.5	100.0	42
全 体	48.2	16.5	27.1	8.2	100.0	85

表9によってみてみたい。

まず、男女別からみていこう。ここでは、表から明らかなように、やはり、女性より男性の方が差別意識が少いことが分る。すなわち、女性のうちでも、特に東郷地区、松崎地区においては、2の完全な差別者が26.0%、32.3%と他のものより多くなっている。そして全体としてみて一応1の差別しないというものがわずか37.7%しかなく、実に62.3%のものが差別意識を持っていることを示している。また同和地区との物理的距離が、差別意識といかに関連するかをよく示しているのが、「来住者（地区別）」である。すなわち、舎人地区、花見地区が、40%以上の人が差別意識を持たないのに対し、東郷地区、松崎地区では70%から75%の人が差別すると答えている。次に、修学年数別に見てみると、修学年数によってさほど差はないのであるが、ただ女性のみは、修学年数が長くなればなるほど、2の絶対差別が多くなっている点の特徴であるだろう。

さらに職業別の表をみると、管理職、自由業が60%位は差別しないとしている。もちろん、数が少なく、たてまえとしての解答ではあるが、これに対して、問題は、事務職（64.4%）、自営商工業主（60.7%）、農林漁業（64.3%）、無職（76.3%）という差別意識の存在である。特に山陰農村の閉鎖的姿を示しているのが、自営商工業主であり、農業者である。ことに、農業従事者が32.9%のものが、世間のてまえ、親せきの手まえ、から差別せざるを得ないという所に、深く大きな問題がある。また、学生の半数以上が、差別意識をもっていることをみると、鳥取県における同和教育が、いかに行なわれていないかを示している。年令別でも同様なことが言えよう。

これらの表から分ったことは、男性より女性が、若者より、いわゆる壮年層が、同和地区から離れた所に住む者より近い所のものが、差別意識をより強くもっていることである。そして、こと結婚の問題については、ほとんどのものが差別意識をある程度残しているのではなからうか。

「他の差別はだんだんなくなっているが、結婚だけはまだ残っている」という人が割合いた。しかしこの考え方は根本的に間違っている。何故ならば、結婚の問題は、単に二人の男女が結合する、

戦前のことだが、内務省の統計によると、全国で毎年一千件近くの差別問題が起きたことになっている。もちろんこれは、「事件」として問題になり、表面化したもの数ゆえ、表面化しなかったものを加えると、多分この十数倍になるであろう。そして、この中で一番多いものが結婚差別である。結婚差別のために自殺した例も毎年数えきれないほど生じている。有名なものとしては、「悲濤」を残した福本まり子の自殺がある。この部落差別の恐ろしさを、もっともよくあらわしている結婚差別意識について、

という単純な問題ではなく、結婚の問題こそ、同対審答申にいう実態的差別と心理的差別がもっともあらわに表出する問題だからである。

第一に、就職差別によって、近代的な職場に入ることが出来ず、定職を持ち得ないとしたら、すなわち、生活の安定がなければ、結婚など考えることも出来ないであろう。そしてそれが、そのまま結婚の条件の悪さとなってあらわれる。

第二は、部落についての差別が、国民の中に根深く植えつけられていることである。とくに部落差別は「生れ」による差別であるだけに、結婚の場合にとりわけきびしくあらわれる。

第三に、日本における結婚問題の特殊な事情が加わる。現在、日本の結婚は、敗戦以後、家と家との関係から、表面的には個人と個人との関係になっている。しかし、「閨閥」という言葉が社会性をなお残しているように、現在でも社会的な地位を越えた結婚は、まだまだ少ないといえる。すなわち日本では、結婚そのものが、きわめて階級的・社会的な制約を受けているといえる。そういう日本社会全体にある、結婚の機会の不平等が、もっとも深刻に部落にのしかかっていると見てよい。

以上の3点から見ても、結婚にだけ差別が残存しているという意見は明らかに誤りであろう。

次に、もう一つの問題は、結婚における差別は、部落の人々にとってだけの不幸ではなく、国民全体の不幸だという問題が忘れられていることである。例えば、東郷町民の意見の中に多かったものとして、「結婚をする場合には義絶する以外にない」または「結婚する場合には、この土地でやるのではなく、何処か遠くで挙げて、そこで生活してほしい」といったものがあつた。この場合の結婚差別は、二人ともこの土地では夫婦と認められないものであり、二度と故郷にもどれないことを意味している。しかも、生れてくる子どもは、また差別を受けることになる。

それでは、逆に、差別をのこりえて、結婚を成立させた例はないかといえ、徐々にではあるが、確実にふえてはいる。そうした場合特長的だと思われる点として、東上高志は次の3点をあげている⁽⁴⁾。

第一にそうした結婚は例外なく、部落解放運動や同和教育運動に支えられて成立していること。

第二に例外はあるが、比較的組織労働者同士の場合うまく運んでいること。

第三の特長は、二人だけの問題としてとらえず、社会問題としてとらえ、社会的に問題を明らかにし、社会的にとりくむなかで、部落問題の認識をかえていく、一大教育運動にしていっていること。

こうしたことからわかるように、結婚の問題は、部落がどれほど解放されたかをはかるバロメーターだといってよい。その点からいえば、鳥取県の部落は、ほとんど解放されていないとみてよいであろう。もちろん、結婚が成立したゆえ部落が解放されるのではなく、憲法に保障している、「両性の合意のみ」によって結婚が成立するべく、部落の人々に対する市民的権利が保障され、とりわけ、就職や教育や意識における差別がなくなればなくなるほど、それに正比例して結婚の問題

も解決していくにちがいないからである。いわば結婚の問題は部落を解放する全体の事業の進行度を社会的に認定する「ものさし」だと考えるべきだろう。

表10-1 「差別はけしからぬ」×結婚差別

〔SQ3-1〕×〔Q5〕(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	50.0	10.7	7.1	32.2	100.0	28
東郷	44.2	10.5	39.5	5.8	100.0	86
松崎	49.1	5.3	35.1	10.5	100.0	57
花見	49.2	9.8	27.9	13.1	100.0	61
全体	47.4	9.1	31.5	12.0	100.0	232

表10-2 「差別は仕方のないこと」×結婚

〔SQ3-1〕×〔Q5〕(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	12.0	36.0	48.0	4.0	100	25
東郷	21.1	38.2	35.5	5.2	100	76
松崎	9.7	48.4	32.2	9.7	100	31
花見	19.0	38.1	38.1	4.8	100	21
全体	17.0	39.9	37.3	5.8	100	153

表10-1は差別事象を否定する人が結婚差別をいかにとらえるかを表わすものであり、表10-2は差別事実は仕方のないこととする人が、結婚差別をいかに考えるかを表わしたものである。先ず表10-1が示している数字は、差別を「たてまえ」として否定している人が多いということである。すなわち、表3で見た様に、差別事実に対して51%の人が怒りを感じると答えていながら、自らが問題に直面した時に差別しないというのは、その内47.4%しかいないことをしめしているのである。換言すれば、東郷町の一般地区の人々のうち、差別意識を持たないものは、20%にみたないということである。さらに、調査においては、「ほんね」ではなくて、「たてまえ」の解答が多いことを考えれば、真に差別意識を持たぬ人は10%もいないと見ていいのでなからうか。また、表3で「仕方がない」とした人が、結婚問題で差別をするのも当然であるが、それにしても、はっきりと「差別者であること」を表明した数字が一番高くなったことは(39.9%)、一種のいなおりでありこのままでは、部落差別は、鳥取においては、消滅しないことを示している。

そこで東郷町民の部落解放運動への姿勢を問うたものが、次の表11である。すなわち、部落問題にたいする姿勢を調べようとしたものといえる。

(1)は、「差別は決してなくならない」と答えた者、(2)は、「自然になくなっていく」とした者、(3)は、「世の中を変えなければ」という者、(4)は、「差別意識撤廃教育の徹底」を説く者、(5)は、「同和教育と同時に、同和地区の差別実態をとり除くことが必要」とする者、(6)は「わからない」と答えた者である。この表から明らかなように、一般地区民の40%のものは、「自然になくなる」と答えているのである。

これはどういうことであろうか。すなわち、この「自然になくなる」というのは、「寝た子を起こすな」という論理に結果するものである。もともとこの論理は、部落の人々が、外部の人々の生活秩序破壊に対して用いた武器であった。すなわち、外からやってくる好ましくない諸々の条件を排除す

るという積極的な働きをしたのである。しかし、反面、部落の解放をひきのばす力、部落の人々の解放意識を眠らせる根拠にもなっていた。そして、現在では、この言葉を積極的に利用するのは、部落の中の極めて保守的な人に限られて来つつある。しかも、この東郷町の一般地区民が使った「ねた子を起こすな」という言葉は、部落差別を知らないものにことさらに知らずな、ということである。問題はここにある。ここで使用されている「部落差別」の内容が、実は、「エタ」とか「ヨツ」とかいう言動、いいかえれば、観念的現象的な「差別」がその内容となっていることである。すなわち、この「ねた子を起こすな」と言う者は、観念的な部落差別を「ねた子」という比喻であらわし、部落差別の本質を観念的な議論でもって片づけようとするものである。結局は、自からが差別者であることも気づかずに差別を助長していくのである。同様なことは、「差別意識撤廃教育」のみを徹底しろという議論にもいえるであろう。結局、部落差別の本質といわれる差別の実態を解消しなければならないことが分っているものは、27%しかいない。そして私にとって衝撃を与えたものが次の表12である。これは、やは

表11 部落問題についての姿勢

Q7, 性別(男)

地区	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
舎人	4.0	34.0		12.0	34.0	24.0	100.0	50
東郷	3.2	39.5	1.6	13.7	32.3	9.7	100.0	124
松崎	6.5	41.0	1.6	11.5	32.8	6.9	100.0	61
花見	1.2	40.6	3.5	19.8	25.6	9.3	100.0	86
全体	3.4	39.2	1.9	14.6	30.8	10.0	100.0	321

Q7, 性別(女)

地区	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
舎人	4.3	40.4	4.3	14.9	19.1	17.0	100.0	47
東郷	5.0	42.8	0.8	10.1	27.7	12.6	100.0	119
松崎	6.5	37.3	1.6	8.1	29.0	17.7	100.0	62
花見	4.6	31.0	2.3	16.1	26.4	19.6	100.0	87
全体	5.1	38.4	1.9	12.1	26.3	16.2	100.0	315

Q7, 性別(全体)

地区	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
舎人	4.1	37.1	2.1	13.4	26.8	16.5	100.0	97
東郷	4.1	41.6	1.2	11.9	30.1	11.1	100.0	243
松崎	6.5	39.0	1.6	9.8	30.9	12.2	100.0	123
花見	2.9	35.8	2.9	17.9	26.0	14.5	100.0	173
全体	4.2	38.8	1.9	13.4	28.6	13.1	100.0	636

表12, 部落問題への姿勢(小学生)

地区	1	2	3	4	5	6	%	(N)
舎人	12.5	12.5			12.5	62.5	100.0	8
東郷	35.0	5.0		25.0	35.0		100.0	20
松崎	18.2			18.2	18.2	45.4	100.0	11
花見	56.3			43.7			100.0	16
合計	34.2	3.6		25.5	18.2	18.2	100.0	55

り、東郷町の小学生に同じ質問をしたものである。この表で顕著なことは、1の差別は決してなくならないと答えた者が35%もいたことである。小学生が、すでに、部落差別は決してなくならないと考えていることを思うと、この山陰の部落差別の根の深さにおそろしさえなる。そして、また、この数字は、表11で「自然になくなる」と答えている者のホンネは、やはり決して差別はなくならない、という意見であることを示している。そのことを証明するものとして、次の表12がある。

これは職業別に集計したものである。これと表9の職業別を比較してみると部落別の深刻さが明白になる。すなわち、結婚差別を否定した割合が高かった管理職・自由業・学生でさえ、「ねた子を起こすな」という論理が高いパーセンテージを示していることである。特に、学生(高校生)においては、この論理が一番高いという点を考慮する時、鳥取県の部落差別解消の困難さと真の同和教育の必要を痛感せざるをえない。また、表9において、結婚に対する強い部落差別意識をしめした自営商工業主が、この表12においては、55.2%もの高い率のものが、「自然になくなるだろう。」と答

表12, 部落問題についての姿勢(職業別)

Q7, 職業別(農・林・漁業)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男	2.2	44.8	3.0	14.2	24.6	11.2	100.0	134
女	5.6	42.0	1.6	12.1	24.2	14.5	100.0	124
全体	3.9	43.4	2.3	13.2	24.4	12.8	100.0	258

Q7, 職業別(学生)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男		36.7		10.0	30.0	23.3	100.0	30
女	3.6	28.6	3.6	17.8	28.6	17.8	100.0	28
全体	1.7	32.8	1.7	13.8	29.3	20.7	100.0	58

Q7, 職業別(無職)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男		31.6		15.8	42.1	10.5	100.0	19
女	3.4	44.1	1.7	8.5	28.8	13.5	100.0	59
全体	2.6	41.0	1.3	10.3	32.0	12.8	100.0	78

Q7, 職業別(管理職)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男		27.3		45.5	9.1	18.2	100.0	11
女						100.0	100.0	1
全体		25.0		41.7	8.3	25.0	100.0	12

Q7, 職業別(事務職)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男	1.4	39.4	1.4	12.7	36.6	8.5	100.0	71
女	5.8	28.8		17.3	38.5	9.6	100.0	52
全体	3.3	35.0	0.8	14.6	37.4	8.9	100.0	123

えていることは、「ねた子を起こすな」論の正体を示しているといえよう。

最後に、現在同和問題を解決せんとして行こなわれている「同和对策事業特別措置法」についての質問がある。この「特別措置法」は、同和对策審議会答申で主張された同和对策の具体案として昭和44年につくられ、一般化したものである⁽¹²⁾。この「同和对策事業特別措置法」によって、現在、同和对策事業が地方公共団体によって行なわれているわけである。

この表より顕著なことは、「同和地区のみに国が、そのような対

Q7, 職業別(労務職)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男	8.8	35.3	2.9	11.8	35.3	5.9	100.0	34
女	6.3	28.1	6.3	9.4	18.8	31.3	100.0	32
全体	7.6	31.8	4.5	10.6	27.3	18.2	100.0	66

Q7, 職業別(自由業)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男		29.4		23.5	41.2	5.9	100.0	17
女		50.0			25.0	25.0	100.0	4
全体		33.3		19.0	38.1	9.5	100.0	21

Q7, 職業別(自営商工業主)

性	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
男	18.8	43.8	6.2	6.2	25.0		100.0	16
女	7.7	69.2			23.1		100.0	13
全体	13.8	55.2	3.4	3.4	24.1		100.0	29

表13, 特別措置法について

Q14, 性別(女)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	28.3	21.7	17.4	32.6	100.0	46
東郷	30.0	35.0	17.1	17.9	100.0	123
松崎	21.0	24.2	16.1	38.7	100.0	62
花見	45.4	13.6	8.0	33.0	100.0	88
全体	32.3	25.1	14.4	28.2	100.0	319

Q14, 性別(男)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	54.2	25.0	12.5	8.3	100.0	48
東郷	33.9	47.9	8.3	9.9	100.0	121
松崎	48.4	33.9	8.0	9.7	100.0	62
花見	47.6	34.1	7.3	11.0	100.0	82
全体	43.5	38.0	8.6	9.9	100.0	313

Q14, 性別(全体)

地区	1	2	3	4	(%)	(N)
舎人	41.5	23.4	14.9	20.2	100.0	94
東郷	32.0	41.4	12.7	13.9	100.0	244
松崎	34.7	29.0	12.1	24.2	100.0	124
花見	46.5	23.5	17.6	22.4	100.0	170
全体	37.8	31.5	11.6	19.1	100.0	632

1. 大変よいことだ
2. 同和地区のみに国が、そのような対策のための法律を作るのはおかしい
3. 自分には関係ない
4. わからない

策のための法律を作るのはおかしい」と考える割合が、非常に高いということである。(男性38.0%, 女性25.1%, 全体31.5%)。この意見の背後にある考え方は、「われわれも困っている。それなのに部落にのみ道路を作ったり、住宅改良を行ったりしているのは理解出来ない不当なことである。これでは、われわれが差別されている」というものである。いわゆる「逆差別」といわれる問題である。「特別措置法」を「逆差別」と見なす考え方は、差別意識の裏返しのものである。このことは、「逆差別」と主張する者の約70%が差別は絶対になくならないと考えているし、約60%が結婚差別を主張している表13表、14を見れば明白である。

表13, 「逆差別」主張者の結婚差別意識

Q14. 「逆差別」主張者の部落問題への姿勢

〔Q14-2〕×〔Q5〕(全体)

〔Q14-2〕×〔Q7〕(全体)

地区	1	2	2	4	(%)	(N)	地区	1	2	3	4	5	6	(%)	(N)
舎人	50.0	15.0	30.0	5.0	100.0	20	舎人	5.0	30.0	5.0	10.0	25.0	25.0	100	20
東郷	38.8	24.3	35.0	1.9	100.0	103	東郷	3.9	49.0		10.8	26.5	9.8	100	102
松崎	33.3	27.8	22.2	16.7	100.0	36	松崎	2.6	44.7	2.6	13.2	21.1	15.8	100	38
花見	33.3	14.3	42.9	9.5	100.0	42	花見	4.9	58.5	2.4	4.9	19.5	9.8	100	41
全体	37.8	21.9	33.8	6.5	100.0	201	全体	4.0	48.2	1.5	10.0	23.9	12.4	100	201

それでは、何故、こうした差別を助長するような「逆差別」という考え方が出て来たのであろうか。私は、これは行政担当者の問題であると思う。すなわち、部落に対して、何故特別な行政措置をしなければならぬかを、果して行政担当者は理解しているのであろうか。私は、ほとんどの担当者が理解していないと思う。国および府県が予算をくれるから、やっている、という意見が大半であると思う⁽¹²⁾。

たしかに、東郷町の同和地区は近年みちがえるようになったといわれる。そして、このような良くなった部落に行政措置が行われるのを見る時に、「逆差別」という言葉が生じてきたようである。しかし、この考え方は、部落問題の原点に立ち返ってみる時、基本的に間違っていることが明らかになる。

第一は、部落差別を表面的・現象的にしかとらえていない、ということである。たしかに、行政措置により、物質的には、部落は変化したであろう。しかし、物質的解決によって差別の苦しみから、部落の人々は解放されたであろうか。こうした表面にあらわれたことだけを見て、逆差別と主張するということは、とんでもない誤りである。特別な行政措置によって、部落の生活が向上することは、部落問題の解決のごく一部分にすぎず、単なる出発点にすぎない。

第二は、部落にたいする特別措置は、政府や自治体が自ら発意してとりくんだものではなく、すべて、部落解放同盟を中心とする、部落大衆の闘争によってかちとられたものだ、ということが理

解されていないことである。

第三は、部落問題の解決は、日本の民主主義の実現のためになさなければならない至上命令だということである。そこでは、批判の基準は、部落解放に貢献するか否かによって規定されるべきなのである。

以上の点を、行政担当者をはじめ、全てのものが認識していなければならないといえる。すなわち、部落問題の解決は、部落外の国民が、部落問題を正しく認識することなくしてはありえないからである。

(注)

- (1), この調査は、教育学部山中寿夫教授と私の二人が行なった調査である。
- (2), この調査は、15問よりなっており、それをそれぞれ、男女別、職業別、年齢別、来住別、修学年数別に集計し、さらに、それらを地域別に集計して考察を行なった。ただ、その集計のごく一部のみを引用した。
- (3), 例外として、政府御用学者といわれる滝川政次郎、渡辺実の2人がいる。滝川政次郎「歴史上より見たる同和問題」渡辺実「未解放部落史の研究」
- (4), 反動的部落論批判については、馬原鉄男「日本社会と部落問題」、現代日本の社会問題3、がある。
- (5), より具体的に説明したものとして、次の2論文がある。
馬原鉄男「完全就職闘争の新段階」（部落, 71, 4号）東上高志「部落問題入門」
- (6), 雑誌「部落」参照。
- (7), 芦田次郎「高校卒業生の道路状態」（部落71, 7号）
- (8), K・Young, "Social Psychology"
- (9), G・W. Allport, "The Nature of Prejudice"
- (10), 我妻洋・米山俊直「偏見の構造——日本人の人種観」
- (11), 東上高志「部落問題入門」P 43
- (12), 同上, P 16
- (13) 私が同和教育の講演を依頼された時、次のように言われたことが、幾度かある。「ここでは、部落差別など、ほとんど起きない。一応予算が来ているので御願いするのですが、適当にやってください。」このような特別措置では、余りにも無責任で、差別の助長にしかならないであろう。

Ⅲ、部落問題と差別意識

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない、という深刻にして重大な社会問題である。⁽¹⁾」

これは、同和対策審議会が指摘した部落問題の本質である。この場合、「市民的権利」をいかに考えるかという問題がまず存在する。馬原鉄男はそれを次の2つからなるものとしてとらえている⁽²⁾。

第一は、自由権とよばれている様々な封建的な束縛からの自由であり、近代社会を形成する人間としての基本的な権利である。

第二は、生存権とっているもので、「人間らしく生きる権利」であり、社会権とよばれるものである。

それゆえに、この侵すことのできない基本的人権が、不当にも侵害されている事実が「差別」であり、部落であるということによって行なわれる差別を「部落差別」と総称している。そして、その「部落差別」によってひき起こされる様々な社会問題が「部落問題」なのである。

部落問題の本質は、以上のことより明白なように、半封建的な身分差別によってひき起こされる基本的人権の侵害と人間らしい生活を保障する生活保障の問題であるということになる。

それでは、いかにして、部落問題ととり組まねばならないのかという問題が、ここに出てくる。この点に関して、現在、二つの相対立する意見が存在している。一つは、東上高志、馬原鉄男、藤谷俊雄等々の部落問題研究所関係を中心とするものであり、他は、「朝田理論」にもとづく村越末男、上田一雄等大阪部落解放研究所を中心とするものである。

まず、東上、馬原達の主張をみてみよう。かれらは次のように部落解放運動をとらえている。「差別」には、三つのものがある。第一の差別は、階級的な差別である。換言すれば、資本主義的な差別である。第二は、身分差別である。第三は、民族的差別である。そして図式的に示せば、階級的な差別という大きな円があり、その中に中位な円が一部分重なって入っている。そして、この絵でもっとも重要なことは、第一に、階級的差別が基本的な差別であるということ。第二に、差別は階級的支配の所産であるがゆえに、常に搾取と収奪の条件になり、道具になったということ、第三に身分差別や民族差別は、常に階級的差別の中に組み入れられ、それを強化しているということである。こうした点から、次のように主張する。

「アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は、日本の民主化をくい止める反動的意図のもとに部落に対する差別を利用している。それゆえに現在では独占資本とその政治的代弁者こそ部落を差別し圧迫する元兇である。」

すなわち、アメリカの帝国主義、それに従属する日本独占資本というものが、部落を差別し、圧迫するところの真の原因であるとする。そして同時に、部落解放運動が、民主的な統一戦線の一翼であると主張している⁽³⁾。そして「部落解放は、労働者階級を中核とする全ての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成された時はじめて実現する。」とみている。同様な主張は、馬原鉄男もなしている。

「今日、部落差別を支え、独自に再生産している基本的要因が、独占資本の支配と搾取そのものにあることはすでに明らかである。このことは、部落問題が、〈6千部落・3百万人〉という小数集団の問題として特殊化され、日本人民の運命と隔絶され得るものではなく、人民の中にたえず経済的貧困と、政治的無権利をもたらしている現代日本独占資本主義のもたらした社会問題であり、身分的差別を媒介とすることによって、その矛盾がとりわけ鋭く、集中的に表現されている社会問題であることを示している。従って、部落の解放運動は、独占資本に対決しこれを打倒していく労働者階級の闘争の一部分として位置づけることによって、はじめて差別の元凶に迫ることができる⁽⁴⁾」。これに対して、朝田氏達の主張は、次のようである。

部落解放の問題は、わが国における民主主義と基本的人権の確立のための運動の原点における問題である。そして、部落解放運動の主体的存在は部落解放同盟であり、このような部落解放同盟とその他の勤労大衆や労農市民の民主的諸団体の団結と統一から生まれてくる闘いの力によってのみ、部落の解放と労働者階級の解放はなされるとしている。そして、重大なことは、差別意識は、支配階級が自らの支配権力の存続と維持のために、そして搾取と支配の仕組みを存続させるための装置としてつくり出した支配階級のイデオロギーであり、支配階級による大衆欺瞞のための虚偽意識と規定出来るが、しかしながら、このような差別意識が、社会意識の形態において社会的に普遍化している現状では、支配階級のみならず、労働者階級の中にも一般化し、これらの人々が差別意識の虜囚となっていることは否定出来ない、ということである。そこで、部落解放同盟の糾弾闘争の正当性を主張するのである。

「したがって部落解放同盟が、その伝統的な闘争方式として糾弾闘争を行ない、差別者として当事者を糾弾することによって支配階級による支配と搾取が、差別の根源を規定するものであることを暴露し、労働階級、労農市民に対しても糾弾闘争の中で、差別者としての自覚をさせることによって、支配階級の分裂政策による操り人形としての自己を目覚めさせることによって、部落差別の撤廃に部落大衆とともに闘う姿勢を確立させ、部落の完全解放への運動への参加を通じて、自己の基本的人権が確立され、経済搾取から解放され社会的疎外からの回復と復権がもたらされることの展望をもたすことができるのである⁽⁵⁾。」

要するに、この二つの見解は、差別意識は、現在、わが国に「一般的普遍的に存在する」ことを認めるか否かという点で相違があるのである。すなわち、「朝田理論」の、「勤労人民の中に差別意識がある」というのに対し、東上達は「例外的にしか残っていない」と主張し、差別を観念とい

う規定を柱に部落の人々とそうでないいわゆる一般市民を対立物としてとらえる基本的な立場とみなし、一種の融和主義と批判する⁽⁶⁾。さらに、一般市民の中にある差別観念が差別事件を引きおこした場合、それを糾弾することは、差別観念だけに対する闘いにしかならず、差別意識を支える階級的基礎に向って運動を進めないと主張する⁽⁷⁾。また、差別意識が、たとえ勤労人民の中に残っていても、それはあくまで、米日支配層が勤労人民の階級的自覚のおくれにつけ込んで注入している支配階級のイデオロギーの一つである、と主張する。

こうした意見に対して、私は、次のように思う。先ず、井上清が指摘するように、東条氏等は、支配階級にも被支配階級にも普遍的に、差別意識は存在しているという事実と、その観念の社会的根源が支配階級にあるということ、とを故意に混同しているのである⁽⁸⁾。そして、「差別意識は、ごくまれにしか一般人民の中に残っていない」などということは、事実と反するものであり、私の調査によって明白なように、一般人民の80%までが何らかの差別意識を残存させている。また、中には、「不注意」で差別をおこすというものもある。しかし、これは、「不注意」ではなくて、「差別をなくさんとする立場に立っていない」所に問題がある。

最後に、差別観念が、普遍的に存在しており、したがって「部落民以外はすべて差別者であり、加害者である」という事実を認めれば、必然的に部落解放運動は階級的立場からはずれるという見解を批判する。私は、そうではないと思う。支配のイデオロギーの下におかれ、被害者として、差別意識を残存させている一般人民と根源的に、搾取の道具として差別意識を抱く支配階級とを、区別して糾弾を行なう限り、おのずから闘争の仕方は異なるであろう。人民内部の差別とたたかうことによってのみ、人民内部の差別観念、すなわち、ブルジョア・イデオロギーは克服され、真の階級的立場に立った闘争が行えるのではなからうか。自からの差別意識を自己批判出来ないような勤労大衆が、どうして真の階級闘争を行えるであろうか。塚本景之は、現在の労働者階級は、解放の思想、統一の思想をつくりあげる力量をもっている故、ささいな差別事件を糾弾すべきでないと言っているが、⁽⁹⁾ 本当に、現在の労働者は、そうした力量をもっているであろうか。私は、今度の調査からも疑問に思うし、現在の大都市の労働者の、単なる「ものとり闘争」を主体とした労働運動をみる限り、真の解放のにない手であるとは思えない。

たしかに、部落問題の本質は観念論としてあつかうべきものではない。社会構造論として存在するものである。その意味で差別意識は、差別的な社会構造に規定されるものであり、具体的には、差別の本質は、人間の心にある観念としての差別ではなくて厳然として存在する差別の実態である現実の部落の生活そのものから生まれてくるものであるといえる。すなわち、被差別部落が歴史的に存続しているということは、階級社会が歴史的に存続してきたということである。換言すれば、資本主義社会というものは、生産関係の仕組みの中に必然的に底辺労働者という一定の層を必要としており、この社会構造を変革しない限り、根本的解決にはならないと思う。そして、そのためには、先ずわれわれ自身の内なる差別意識を糾弾しなければならないといえよう。

被差別部落問題は、すぐれて、われわれの自己教育、自己形成の問題と重ね合わさってくる。また、部落問題は、福地幸造が指摘するように⁽¹⁰⁾、「してはならぬことをし、守らねばならぬ」ものをふみにじっている問題であり、「誤りでなくて犯罪的な過ち」を「誤りと認めて犯罪的な過ちと認めぬ傾き」の問題そのものということになる。すなわち、差別意識をもつという犯罪的な過ちを、単なる誤りと認めて犯罪的な過ちと認めないような東上氏らの考え方では、部落問題の解決は、なしとげられるはずがないのである。

つまり、私達は、部落の人々にとって「敵」であるという差別の構造、認識状況を、認めぬ限り、そこに自らの実践そのもの、生き方そのものを、かかわらせない限り、部落問題解決の道に、一步もふみ出せないであろう。そして自からが、差別意識を温存している差別者であることを先づ確認し、自からを真に自己批判することによってしか、差別解放は行えないと思う。われわれの差別意識の奥底にある所の、外に対して閉ざされた＜仲間感覚＞と階層的につくられた世界の中の＜身分感覚⁽¹¹⁾＞、この2つのものを否定しきらない限り、部落解放はありえないし、形式的な解放闘争しか行えないと確信する。

(注)

- (1)、同和対策審議会「同和対策審議会答申」1965年8月11日
- (2)、馬原鉄男「部落差別の現状」（『現代日本の社会問題』3）pp 11—15
- (3)、河野通博「新しい融和主義とどう戦うか」（『部落』71', 臨時号）P 133
- (4)、馬原鉄男「前掲論文」pp 49~50
- (5)、上田一雄「部落解放運動の前進のために」（『部落からの告発』）p 157
- (6)、山口圭「部落解放運動と統一線戦の課題」（『部落』71', 臨時号）p 76
- (7)、馬原鉄男「差別乱弾闘争の歴史的意義」（『部落』71', 臨時号）p 93
- (8)、井上清「部落の歴史と解放理論」pp412—413
- (9)、塚本景光「差別乱弾闘争をどうたたかうか」（『部落』71', 臨時号）p 102
- (10)、福地幸造「部落解放教育の思想」p 32
- (11) 朝日新聞, 47. 8. 1「標的」

